

社団法人 北海道臨床工学技士会 定款

平成15年4月 2日制定

平成20年5月25日改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人北海道臨床工学技士会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市豊平区中の島1条8丁目3-18「北海道社会保険病院ME部」内に置く。

(目的)

第3条 この法人は、臨床工学技士の職業倫理を高揚するとともに、学術技能の研鑽及び資質の向上、生命維持管理装置をはじめとする機器に支えられた医療・福祉の信頼性の向上に努め、もって道民の医療、福祉の進歩充実に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 臨床工学の普及啓発に関すること。
- (2) 臨床工学領域における安全対策事業に関すること。
- (3) 臨床工学に関する調査研究に関すること。
- (4) 関連団体との交流に関すること。
- (5) 臨床工学技士の学術技能の研鑽および資質の向上に関すること。
- (6) 臨床工学技士の職業倫理の高揚に関すること。
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要な事業の実施に関すること。

第2章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学術経験者で、総会において推薦されたもの

(入会)

第6条 正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て会長の別に定める入会申込書を会長に提出し、申し込まなければならない。

2 入会は、総会が定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
- 3 名誉会員には、会費を賦課しない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人または被保佐人の審判を受けたとき。
- (3) 正当な理由なくして会費を2年以上滞納したとき。
- (4) 会員が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第9条 正会員および賛助会員は、理事会の議決を経て会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において3分の2以上の議決に基づき除名することができる。この場合においてその会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種類及び定款)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 9人以上15人以内
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を会長、2人以内を副会長とし、必要に応じて専務理事を1人、常務理事を1人置くことができる。

(選任等)

第13条 役員は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長は、理事の互選によって選任する。
- 3 理事および監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を北海道知事に届け出なければならない。
- 5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を北海道知事に届け出なければならない。

(職務)

第14条 会長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序で、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐しこの法人の常務を統括する。
- 4 常務理事は、理事会の議決に基づき、この法人の常務を分担処理する。
- 5 理事は理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 財産及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務遂行状況を監査すること。
 - (3) 財産及び会計または理事の業務執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会、理事会及び評議員会又は北海道知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会、理事会、又は評議員会の招集を請求し、若しくは招集すること。

(任期)

第15条 役員の前任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の前任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合において、その役員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(顧問)

第 17 条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の重要な事項に付いて、会長の諮問に応じて意見をのべるものとする。
- 4 顧問の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。

(報酬等)

第 18 条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第 4 章 総 会

(種別)

第 19 条 この法人の総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 21 条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第 22 条 通常総会は、毎年2回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招集)

第 23 条 総会は、第14条第6項第4号の規定により、監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条の規定による請求があったときは、当該請求の日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる審議事項、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第 25 条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 26 条 総会の議事は、この定款で別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 27 条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在員数
- (3) 出席した正会員数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印をしなければならない。

第 5 章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 30 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会へ付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第 31 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎年 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 6 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招集)

第 32 条 理事会は、第 14 条第 6 項第 4 号の規定により、監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第 3 項第 2 号又は第 3 号の規定による請求があったとき、当該請求の日から 14 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第 34 条 理事会については、第25条から第28条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第 6 章 評議員及び評議員会

(評議員)

第 35 条 この法人に、評議員15人以上40人以内を置く。

2 評議員は、理事会において選任し、会長が委嘱する。

3 第15、16及び18条の規定は、評議員について準用する。この場合に置いて、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第 36 条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、第14条第6項第4号の規定により、監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

4 評議員会は、この定款に別に定めるもののほか、会長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

5 第25条から第28条までの規定は、評議員会において準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

6 前各号に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第 7 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 37 条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第 38 条 この法人の財産は、会長が管理し、その方法は総会の議決を経て会長が別に定める。

(経費の支弁)

第 39 条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 40 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決を経て、北海道知事に届けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第 41 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 42 条 この法人の事業報告及び決算に関する書類は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決を経て、その会計年度終了後3ヶ月以内に北海道知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第 43 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決を経て、北海道知事に届け出なければならない。

(会計年度)

第 44 条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、北海道知事の認可を得なければ変更することはできない。

(解散)

第 46 条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

2 民法第68条第2項第1号の規定により解散するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 47 条 この法人の解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経かつ、北海道知事の許可を得て、この法人と類似の目的を有する他の団体に寄付するものとする。

第 9 章 事務局

(設置等)

第 48 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 49 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第10章 補則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

施行細則

社団法人北海道臨床工学技士会出張旅費規程

第1条 会長は会務のために関係役員に出張を命ずることができる。

第2条 前条により出張する場合は、次の旅費を支給する。

自動車賃、航空運賃、普通旅客運賃(特急・ジェット料金を含む)

車馬費 実費

日当 10,000円

宿泊費 10,000円

2 道外の出張の場合はビジネスパックを基本とする。

第3条 本会の理事会等に出席するための交通費等は本会が負担する。

付則1. この規定は、理事会の決議を経なければ変更することができない。

社団法人北海道臨床工学技士会役員選出規程

第1章 総則

第1条 本規定は、社団法人北海道臨床工学技士会定款第3章(役員)13条(選任等)の規定に基づいて、役員を選任についての事項を定める。

2. 現行の理事定数は15名とする。なお主な職能が臨床工学技士である正会員から選出される理事(以下内部理事)は8名、それ以外は主な職能が臨床工学技士以外の学識者(以下外部理事)とする。
3. 監事は、2名選出する。(正会員(内部監事)もしくは学識者(外部監事))
4. 内部理事、内部監事は立候補制とする。

第2章 選挙権および被選挙権

第2条 選挙権は選挙告示日現在会費を完納している正会員に限る。被選挙権は、2年以上会員としての資格を有し、選挙告示日現在、会費を完納している正会員に限る。

第3章 外部役員推薦委員会

第3条 外部役員を選出するために、外部役員推薦委員会(以下推薦委員会)を設ける。

第4条 推薦委員会の委員長は会長とし、他に正会員の中より若干名を会長がし委嘱し、推薦委員会を構成する。

第5条 推薦委員会は、次の業務を行う。

- (1)会長は役員選挙の告示に併せ推薦委員会を設ける。
- (2)外部役員候補者を選出し、名簿を作成する。
- (3)総会へ推薦する外部役員候補者名簿の提示と報告を行う。
- (4)その他、外部役員推薦に必要な事項を行う。

第6条 推薦委員会の委員の任期は役員選挙の告示に始まり、総会終了時までとする。

第4章 選挙管理委員会

第7条 内部役員を選出するために、理事会の承認を得て、選挙管理委員会を設ける。

第 8 条 選挙管理委員会は、正会員の中より若干名を選出して構成し、委員長は互選とする。ただし、その選挙の候補者は、選挙管理委員になれない。

第 9 条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

- (1)選挙の告示(投票日の 60 日以上前)。
- (2)役員立候補届けの受理、資格審査。
- (3)候補者氏名の公示(投票日の 20 日前)。
- (4)投票及び開票の管理と投票結果の公示。
- (5)総会への選挙結果報告。
- (6)その他、選挙管理に必要な事項。

第 10 条 選挙管理委員の任期は 2 年とする。

第 5 章 内部役員の選挙

第 11 条 内部役員に立候補しようとするものは、選挙管理委員会が定めた立候補届出書(第 1 号様式)を選挙管理委員会に規定期日までに届出なければならない。ただし同時に 2 つ以上の候補者となることはできない。

2. 推薦による立候補の場合は、立候補届出書(第 1 号様式)に正会員 3 人以上の推薦が必要である。

第 12 条 選挙管理委員会は届出が有効と認めるときは、候補者に立候補届出受理書をもって通知しなければならない。

第 13 条 立候補を届け出た会員は、その選挙が行われる日までに、本人が署名した立候補辞退届出書を選挙管理委員会に届けて立候補を辞退することができる。

第 14 条 立候補届け出の締切は、投票日 45 日前とする。

第 15 条 選挙は正会員の無記名投票により行い、理事は連記制、監事は単記制とする。

第 16 条 役員の当選者は、それぞれ得票数の多い候補者から順次当選とする。

2. 定数最下位の同数得票者が複数ある場合は、監事立ち会いのもと選挙管理委員会の抽選によって当選者を決定する。

第 17 条 立候補の締切日を経過するも、候補者が定数を越えないとき、または越えなくなったときには、無投票で当選者を定めることができる。

2. 立候補の締切日を経過するも、候補者数が定数を満たないときは理事会が定数内で内部役員候補者を総会開催までに選挙管理委員会に推薦する事ができる。この場合も無投票で当選者を定めることができる。

第 6 章 欠員の補充

第 18 条 当選した内部役員が辞任または死亡した場合は、次点者が繰り上げ当選し役員となる。

第 19 条 繰り上げ当選者により次点者がいなくなった場合は、理事会が推薦したものを総会の承認を受け、役員とすることができる。

第 20 条 外部理事、外部監事欠員の場合は総会の承認を受け理事会が選任することができる。

第 7 章 異議の申し立て

第 21 条 選挙に関する異議は、公示後 14 日以内に選挙管理委員会に文書をもって申し立てることができる。

第 8 章 立候補ならびに当選の取り消し

第 22 条 役員立候補者が、選挙公報など選挙に関わる事項について、重大な虚偽の申告を行ったことが明らかになった場合は、立候補または当選を取り消すことができる。

付則 この規定は、総会の決議を経なければ変更することができない。

社団法人北海道臨床工学技士会慶弔規程

第1章 総則

第1条 この規定は本会が、正会員、その他に対する慶祝ならびに弔慰について定める。

第2章 慶祝

第2条 正会員および、本会が関連する団体ならびに個人の祝賀行事に招待された場合は、相応の金品で慶祝する。

第3章 弔慰

第3条 正会員および、本会与密接な関係を有する個人に弔慰する。

- 1.正会員には、花輪等を式場に飾り、会長または名代が葬儀に参列し、香典を靈前に捧げる。
- 2.本会与密接なる関係を有する個人には応分の供物をする。

第4章 その他

第4条 この規定以外に特別な事情が生じた時は、会長が決定し理事会の承諾を得なければならない。

付則 この規定は、理事会の議決を経て総会の承認を得なければならない。

社団法人北海道臨床工学技士会会費賦課徴収規程

第1章 総則

第1条 この規程は、定款第7条の規定によりこれを定める。

第2条 会費は次の種別によりこれを賦課する。

- (1)正会員に対して会費を賦課する。
- (2)賛助会員に対しては賛助会費を賦課する。
- (3)定款第7条第3項に定めるもののほか、特別な事由ある会員の会費については、理事会の議決を経てこれを免除することができる。

第3条 会費の賦課額は毎年度の総会の議決を経て定める。

無断転載・改編厳禁

社団法人 北海道臨床工学技士会